**第3回　第4次大阪府障がい者計画評価・見直し検討部会**

参 考 １

**議論の整理**

議題１：生活場面Ⅰ「地域やまちで過ごす」について

＜全体について＞

○地域移行や地域生活支援拠点等も、ケアマネジメントも、皆連動した論点。地域のより良い暮らしを実現するためには、例えば、福祉サービスの事業所が、地域の関係機関の一つとして、色んな相談を受けるというような地域貢献も必要。そのような取り組みを通じて、地域で相談を受ける体制を、地域全体で作り上げていく。制度から考えるのではなく、地域全体で人をサポートする体制を作り上げていくということが重要。

○聴覚障がい者は状態が様々で、歳をとってから耳が聞こえなくなった方は、手話ができず、筆談や、色んな配慮が必要。一方、生まれつきや、子どもの時から耳が聞こえない人は、手話を言語として使っている。障がい者施設を使いたい聴覚障がい者はたくさんいるが、職員との意思疎通という面で、そういった個々の状態の違いに応じた配慮の状況を知りたい。

○歳をとった聴覚障がい者に対応するために、聾唖者自身がケアマネ等の資格を取って対応しているような場合がある。そういう際、資格を取るための研修や、資格取得後の定期的な研修における手話通訳の保証をすべき。

○今回の相模原市の事件を受けて、「施設の安全確保」と「措置入院の在り方」が課題とされ、国においても何らかの見直しが検討されることになりそうだが、施設の安全確保については、安全を確保するあまり地域からの人の出入りを拒絶し孤立を招くことのないようにすべき。また、措置入院の在り方については、危険性を危惧するあまり入院期間が徒に延びてしまうことにならないよう注意すべき。

○生活場面の表題について、「地域やまちで“過ごす”」よりも「地域やまちで“暮らす”」の方が主体的でよいのではないか。

＜地域移行・退院促進について＞

○若いころはまちで暮らしたい、高齢化すると入所施設で暮らしたいという、年齢に応じたニーズがある。入所施設の在り方の検討、入所施設と地域の結び付け方の検討、そして、それを誰がするのかということが問題。入所施設においては年齢の幅が広がり、高齢化も進んでいる。親の相談と子ども相談を同時に受けられる体制も必要。

○入所施設からの移行について、地域生活の具体的なイメージが持てるように、すでに移行して、生活している人の経験を示すことが重要。また、本人の地域生活に対する不安や気になること、地域生活するにあたっての希望を聞き取るための仕組みの構築と、それが十分に実施されることが必要。コーディネートはその上で実施されるべきであり、地域体制整備コーディネーターの拡充とスキルアップが必要。

○地域で生活し始めた後は、生活する上での、困り事やトラブルが発生するため、その相談にのり、トラブルを解消するスキームが必要。地域に相談に応じる機関はあるが、具体的に、どのような相談を、どうしたらできるのかについて整理の上、その周知を行うことが必要。また、相談の中には法的問題が絡む場合も多く、相談員のスキルアップだけではなく、弁護士等の法律職等他職種との連携が必要。

〇精神科病院に長く入院されていた方は、住む家がないことや高齢化、家族の退院に対する承諾等、様々な課題がある。周囲の理解と、病院側の協力を支える仕組みが必要。

○精神科病院からの退院促進について、そもそも地域移行支援を受ける人が少数であるため、広く地域移行を支援し、そのための相談に対応する窓口を周知すべき。その際、不安や気になること、地域生活するにあたっての希望を聞き取るための仕組みの構築と、それが十分に実施されることが必要。

○精神障がいをもった方の中には、地域で生活していた時に抱えていた課題を解決出来ないまま、入院した人もあることから、そのような課題をどのように解決するのか相談し、助言する仕組みが必要。また、地域で生活する上でのコーディネートについて、病院のＰＳＷだけが担うのではなく、具体的に誰が、何を行うか、連携の仕組みの構築と、その具体化が必要。

＜住まいの場の確保について＞

○地域移行の行先はやはりグループホームであり、事業所が算入しやすい仕組みを構築すべき。

○重度障がい者も暮らせるグループホームを増やしていくことが喫緊の課題。一方で、公営住宅のグループホームの「目的外使用」の問題と、グループホームへのスプリンクラー設置の問題には早急な対応が必要。

○グループホーム入居者は、低所得者であり、本来の入居者と変わらないにも関わらず、入居が「目的外使用」であることを理由に、公営住宅の入居時のみならず、建て替え時にグループホーム入居者だけ他の中古物件に移されるといった差別的な扱いを受けてしまうことがあるため、「目的外使用」の見直しを国に働きかけるべき。

○消防法令の改定により、グループホームにスプリンクラー設置が義務づけられ、また共同住宅では建物全体に自火報設置が義務づけられるなどして、グループホームを借りられない、あるいは退居させられるといった事例が生じている。これらは、グループホームの新規開設を阻害する一因にもなっていることから、スプリンクラー等の消防設備の整備については、大阪市消防で定められた特例基準を府内全域の基準として採択することや、特に困難が予想される府営住宅・マンションについては、スプリンクラーの設置、建物全体への自火報設置は免除することなど、府内全市町村で統一した緩和基準を設けるべきであり、関係部局、ならびに国に見直しを働きかけることが必要。

○地域移行の受け皿について、かつては保護者が引き取って生活していたと思う。その状況下で、夜中に大声を上げるとか、壁を叩くとか、近隣からの苦情が多くあった。地域移行を進めるためには、グループホーム等の受け皿を増やさないといけないが、地域のコンフリクトがある。大阪府や市町村の対策として、どういう検討をされてきたのか。

＜地域生活支援拠点等について＞

〇地域自立支援協議会において、「親亡き後」が長期の課題となっている。親が急に亡くなって、その時に初めて、本人がまったくサービスを使っていなかったということが分かるような事例や、サービスは使っていたが、親が一緒に暮らしていて、その親が亡くなったり入院したりした時に、急に調整しなければいけないような事例が多くある。

大事なことは、親が一緒にいる間に安心して過ごしてもらえるよう、計画相談、短期入所、自立生活の体験など、早めに準備をしておき、多様なイメージを持って、本人にとって一番いい過ごし方を考えてもらうということ。そういったことも考慮しつつ、地域生活支援拠点等について検討すべき。

＜相談支援について＞

○今まではサービス等利用計画は量をいかに確保するかということが議論の中心だったが、今後は、その質を担保するような事業所をいかに確保するかということが大きな課題。

〇相談支援事業については、報酬だけで事業をしていくのは厳しい。相談すればするほど、大変で忙しいという点をどう評価するか。また、スキルアップのためにも、研修の増加が必要。

○相談支援専門員は増え、自立支援協議会も活性化してきたと感じている。しかし、依然として人材が不足しており、人材育成・確保の改善なくして、地域の豊かな暮らしは実現しないのではないか。

〇サービス等利用計画の策定においては、相談支援員の不足から、高齢介護のケアマネージャーが計画を作ることがあり、中には、福祉サービスにふれたことがない方もいるということが問題として存在する。

○相談支援事業所の着実な増加に関連して、相談支援専門員が2人未満と示されているが、どのように今後増やそうとしているのか、教えてほしい。

＜地域のネットワークについて＞

○大阪府の障がい者計画において、地域での受け皿づくり、ネットワークの構築が目指されているが、このことは、相模原市の事件を踏まえても有効な取り組みである。例えば施設の安全の確保は、地域に開かれ、警察をはじめ地域の関係機関、地域住民との連携があれば、施設に何か事が起これば、警察をはじめ地域からすぐに応援が入るという、むしろ施設の安全確保につながることであり、長期入院の方の受け皿を作ることは措置入院からの退院者やその家族等を支援する受け皿づくりにもつながる。今回の事件も踏まえてより一層、地域の受け皿づくり、ネットワークづくりの重要性について、計画に明記し、より高く具体的な目標を設定することが求められるのではないか。

議題２：生活場面Ⅱ「学ぶ」について

＜全体について＞

○障がい福祉サービスだけでなく、家族のシステム、連携の仕組みを地域の中にどう作っていくか、ということが次の課題。地域で、在宅サービスを使いながら、分野を超えて、年齢を超えて、どう作り上げていくか、そういった地域づくりを考えることが重要。

＜発達障がい児者支援の充実について＞

○早期発見の取り組みが進むことはありがたいが、発見にあたっての親の心情を理解しないといけない。そこに配慮した対応が必要。

○診断を受ける前の乳幼児のフォローをどうするかという視点がない。乳幼児健診が市町村で充実してきて、フォローアップされる子どもが増えてきている。それにより、市町村が実施するフォローアップ教室が不足するという現実があり、それをフォローする体制がない。そのため、無理に診断を促したり、保育所や幼稚園で、そういう子をたくさん見ないといけない状況になっている。そういった幼稚園や保育所の先生をフォローする仕組みが欠けており、児童発達支援センターが地域貢献・支援の一環として役割を担うべき。

○受給者証をとらなくても安心して支援を受けられる、例えば、大阪府が実施している地域療育等支援事業のように、診断をとっていなくても利用できる事業があるが、まだまだ知られていない。そういった情報を啓発していくことが必要。また、親が子どもの障がいを受容していくには時間がかかるので、ペアレントトレーニングに至る前の、親や家族の支援も充実することが必要。

○一般校、一般大学まで出られて発達障がいがわかったような人についての就労定着の難しさがあるので、大学から就職に向けての支援も必要。

○発達障がいについては「切れ目のない」がキーワードではないか。ライフステージごとの課題が、ステージが変わるときに分断されるので、色んなツールを使って取り組めるのではないか。

○子どもの発達障がいは、スキルトレーニングで克服できると言われているが、府として、必要な人的支援、財的支援をしているのか、教えてほしい。

＜放課後等デイサービスの支援の質の向上等について＞

○放課後等デイサービスについて、子どもが、毎日、日替わりで違う事業所に行くということが、結果として、情緒面を不安定にしないか。子どものためになっているのか、という点を考えなければならない。

○放課後等デイサービスについて、日替わりの利用は多く、親もうまく活用していると思うが、「質の向上」というときに、「何の質を」向上するのかについて、明確にすることが重要。学習支援における配慮のことなのか等、幅が広いので、事業所にあった支援の質を考えなければならない。また、それらを情報発信する方法についても検討が必要。

○サービス内容の充実に向け、先進的な取り組み・支援事例、やってはならない対応等について府独自で内容を整理して指針を作成し、研修を実施すべき。また本人の選択肢を増やすためにも「学童保育や放課後いきいき活動など」を更に充実し、増やしていくべきであることから、補助の充実など府としてのバックアップ方策を検討すべき。

○放課後等デイサービスについては、親は預けるところを求めているという現実もある。支援学校の子どもは学童が使えず、入学式の時に、先生から放課後等デイサービスの紹介を受けるということがある。放課後等デイサービスの質とは別に、児童期の暮らしを支える仕組みがないという現実を受け止めて考える必要がある。

○儲かる産業として、放課後等デイサービスが認識されているので、行政がしっかり監理する仕組みが重要。

＜支援学校の就労支援の充実について＞

○支援学校が何をして、就労支援事業所が何をして、定着についてはどこが何をする、という情報が分断されているのではないか。情報の受け渡しが進むような体制づくりが課題。

○ネットワークを考えていく際にどこが中心になるのかを考えることが必要。卒業後のことなので、やはり学校において支援できる体制を考えることが必要だが、学校がずっと、というわけにはいかないので、当面学校が見た上で、どこに引き継ぐのかということも考えないといけない。

○親自身が、どういう進路があるのかわからないということがある。支援学校に、就労支援事業所の職員が説明に行くことが増えているが、親に対して進路の説明を行えるよう、支援学校の中で、福祉施設の勉強会等をすべきではないか。

○企業側のフォローがないということが現実。離職率の高さは、仕事というより、人間関係がうまくいかないことが問題であることが多い。会社の人たちも仕事を教える技術はあっても、障がい者への関わりや、心のフォローまではわからない。ジョブコーチの仕事の幅を広げていくとか、企業をフォローアップするという仕組みを作ることで、支援学校の就労支援も充実し、卒業後の離職率も下がるのではないか。

＜インクルーシブ教育の充実について＞

○「障がいの社会モデル」「インクルーシブ教育」の考え方を、教育の場で浸透させていくため、「２．個別分野ごとの施策の方向性」に、新たに「インクルーシブ教育の充実」の項を設けてはどうか。その中で、障がい児の保育所入所や、小中学校、高等学校の入学時において、「差別がまだまだ残っていること」と、それを踏まえて、「権利条約や差別解消法を受けてより一層インクルーシブ教育を進めていくこと」を明記し、未然防止や差別解消に向けた課題と方策を検討して盛り込むべき。併せて、本人・保護者の希望やニーズを見極める前に、「違う場」に誘導されることのないよう、各学校に周知徹底すべき。

○学校教育で、インクルーシブな共生社会に向けて、障がいのある子も含めて一緒に考えていく支援を考えてほしい。発達障がいの子が、小学4年生の勉強ができないと非行になりやすいという話をよく聞くので、療育を大事にして、良いこと悪いことを小さい時から支援し、伝えるすることが大切。合理的配慮を踏まえて、わかりやすい教育をしてほしい。

○入学時の対応、遠足、クラブ活動等も含めた学校内での生活・学習保障、卒業後の進路保障に関して、差別の未然防止に向けた方策、合理的配慮の提供内容を更に示していくために、「府教育庁の対応要領、府立学校研修資料」のバージョンアップが必要。

○たん吸引や給食時の配慮など、医療的ケアが必要な児童・生徒が増えている状況をふまえ、提供すべき合理的配慮の内容を検討すべき。また、中学校では教科担任制により支援が薄くなる傾向もあるため、中学校での合理的配慮についても検討すべき。

○現計画の「３．具体的な取組みと目標」における、「就学相談・指導の充実」「通常の学級の充実」「障がい理解に関する研修」の3項目について、市町村教委や各学校に差別的取り扱いや合理的配慮の具体例などを周知していくための研修を強化していくこと、権利条約の理念を理解するような中身の研修を行うことが必要。

＜小中学校教育の充実について＞

○通学保障の問題は長年の懸案であり、今回の総合支援法施行３年後の見直しにおいても結局ほとんど改善されていない状況。「府市教委が予算を組んで地域の移動支援事業者を活用する」等、具体的な方策についても検討課題として扱うべき。

○学校内での保障について、小中学校の支援員・補助員等の配置がまだまだ不足している状況であることから、これらの充実と併せて具体的な「数値目標」を盛り込んでもらいたい。

＜医療機関との連携による医療的ケアへの支援について＞

○「２．個別分野ごとの施策の方向性」において、「医療的ケアへの支援」の項目を新たに設けるべき。その上で、全市町村を対象にした「医療的ケア連絡会議」の充実を図り、各市町村の小中学校におけるすべての教育活動で、保護者の付き添いを求められず、他の生徒と同じ場で学校生活が送れるようにすべき。また、「医療的ケア体制推進事業」では保護者の長期付き添いをなくしていくために、「保護者の付き添いは最長でも３カ月とする」など期限を定め、意図を明確にすべき。

○府立高校において、医療的ケアが必要な生徒が、校内・校外すべての教育活動に参加できるよう、看護師配置等の体制整備の充実を図ることが必要。

＜後期中等教育の充実について＞

○支援が必要な生徒の増加を踏まえ、ニーズに基づいた、自立支援推進校、共生推進校の拡充に向けた抜本的な対策検討が必要となっている。

○現計画の「３．具体的な取組みと目標」における、「高校に在籍する障がいのある生徒の進路指導の充実」「障がいのある生徒の高校生活の支援」の２つについて、まだ発達障がいなどの認識がなかった頃、そのような支援が必要であった生徒も、今より多く府立高校で学んでいたと考えられることから、これらの生徒が支援学校でなく、府立高校で学べるような環境を整えていくことが必要。現在支援学校の方に進みがちな理由としては、「高等部卒業後の進路指導（特に就職）」「在学中の人手の厚さ」などが考えられる。進路指導については、各高等学校で取り組む課題であるが、障がいのある生徒のケースには圧倒的に不慣れであり、支援学校とは大きな差があると考えられる。これに対して、府教育庁や支援学校からの「相談支援体制」、研修の強化を明確に打ち出すことが必要。

○現計画の「３．具体的な取組みと目標」における、「高等学校における知的障がいのある生徒の受け入れ推進」では、「公立高校前期入学者選抜の平均倍率に近づけるよう」とあるが、入試日程やシステムが変わったこと、また本来、前期入試はチャレンジ的な位置づけでもあったことを踏まえ、「一般入試の倍率に近づける」（もしくはせめて全体の入試倍率に近づける）とすべきであり、その旨を明記するとともに、「一層の強化が必要」としてもらいたい。

○小中学校と同様に、高校での通学問題も大きな課題。実際、きょうだい両者に障がいがあり通学支援が必要な場合、「同じ高校に進めない限りは支援学校に行くしかない」という選択が実際に起きている。「府立高校に関しては、府教育庁が予算を組んで地域の移動支援事業者を活用する方策」も検討課題として盛り込んでもらいたい。

○在学中の支援については、本来「教員の手だて」が必要と考えられるが、少なくとも「学習支援員」は大きく充実させ、必要に応じて何らかのサポートが受けられることを明確にすることが必要であり、数値目標を設定すべき。

＜就労・自立に向けた教育の充実について＞

○「２．個別分野ごとの施策の方向性」においても、卒業後の進路としては、まだまだ就労支援のみに偏って記述されており、「重度障がい者の地域での自立生活」への観点が弱く、将来の生活が展望できないため、新たに項目の設定が必要ではないか。具体的には、普通学校、支援学校在学中から「将来の自立生活が展望できる支援」として地域の日中活動やグループホームの見学・体験利用、自立生活している当事者との交流、移動支援や居宅介護の利用などを、地域の自立支援協議会と学校が連携して取り組んでいくこと、ならびに学校側の個別支援計画と地域の障がい児相談支援を付き合わせて、本人の将来計画、当面の支援計画などを議論していくような仕組みを検討していくことが必要。またこうした取り組みは、地域と学校との連携を進めることにより、学校側の視野を広げ、個々のニーズに応じて多様な選択肢を提供していくことにもつながるなど役立つものであり、そうした観点も盛り込んでもらいたい。

＜地域で学ぶについて＞

○学校を卒業してから学ぶ、という観点が、知的障がいや発達障がいの部分で不足しているのはないか。図書館や公民館、博物館や美術館の利用の仕方について、身体障がい等への整備はできつつあるが、知的障がいや発達障がいの方への配慮という観点が整備されていない。特に図書館は重要な社会資源であるにもかかわらず、知的障がい者が利用する機会が限られている。博物館や美術館も盛り込んでほしい。

議題３：大阪府障がい者生活ニーズ実態調査（仮称）について

＜全体について＞

○分かち書きはするべき。

○分析が一番大変なので、委員の皆さんで、「こういうことを知りたい」ということを考えておいてもらいたい。

＜「基本的事項」について＞

○問10で病名を書いてもらうことになっているが、集約をどうするのか。集約を考えると分けなくてもよいのではないか。

○難病であるか否かの情報は必要。ただし、細かい病名については、人によって言葉が違ったりして分析が困難となるので不要ではないか。ただし、難病でも一定のカテゴリーがあるので、ざっくりしたカテゴリーが必要であれば、それくらいで分けるということはあるが、回答者がわからないこともある。

＜「地域やまちで過ごす」について＞

○問16の放課後等デイサービスの追加について、選択肢の1番に追加した意図は何か。通所支援という意味では選択肢2もあるのではないか。

＜「学ぶ」について＞

○問22の「1つ選んで」と書いてあるが「〇は２つまで」となっているが、2つ選んでいいということか。

＜「ひととしての尊厳を持って生きる」について＞

○問36のコミュニケーション支援について、「手話」の記述を「手話通訳」としていただきたい。

○最後の設問の「場所」と「役所」のルビが抜けている。